

令和3年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (12月7日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について	6
議案第 2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について	7
議案第 3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	11
議案第 5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	13
議案第 6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	16
議案第 7号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について	17
議案第 8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	19
議案第 9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	20
議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例について	22

議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）	24
保健福祉課長の発言	30
議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	67
議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）	70
閉会の宣告	73
署名	75

令和3年第4回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 1 月 1 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 1 2 月 7 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 3 年 1 2 月 7 日 午 後 3 時 1 3 分				
出席及び欠席委員 出席13人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	八重樫 龍 介	副委員長	林 崎 竟次郎
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱 石 良 彦	議事係長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総務課長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛	政策推進課参事	應 家 義 政
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

令和3年第4回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和3年12月7日(火曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(7) 議案第7号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

(8) 議案第8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

(9) 議案第9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

(10) 議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例について

(11) 議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)

(12) 議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(13) 議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、5番、八重樫龍介委員を指名します。

八重樫龍介委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（八重樫龍介君） ただいまご指名をいただきました八重樫龍介でございます。本委員会に付託された案件は、条例10件、補正3件、計13件であります。委員及び職員の皆様には、慎重審議をよろしくお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（八重樫龍介君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選には、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、7番、林崎寛次郎委員を指名します。よろしく願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

◎議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 早速ではございますが、これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦英二総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

最後のページでございますが、参考資料の新旧対照表をお開き願います。先日議会からもご出席を賜りまして、お祝いをしていただきました町表彰式典での表彰につきましても、本表彰条例に基づきまして、それぞれ対象になられました方々のうち、町当局、議会で構成をされます表彰選考委員会におきますご議論、議決を得まして、決定をされているものでございます。

御覧の新旧対照表の第3条、功労表彰の規定でございます。ここで具体的に、第1号では町長の職で8年以上、第2号では議員の職にあつては12年以上の在職かつ功労顕著な方ということで規定をされてございます。（1）、（2）の略の部分でございます。

そこで、今回の第3号でございますが、ここでは任命について議会の同意を得て選任される各種委員と、または副町長の職で、いずれも12年以上在職をした方ということで規定をされてございます。これまで教育長は、任命につきまして、町長が議会の同意を得て選任をされます各種委員、この各種委員であります教育委員でございました。この教育委員で構成をされます教育委員会により任命をされてございましたが、ご案内の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、これによりまして、町長が議会の同意を得て直接任命をいたします常勤の特別職というふうに位置づけられてございました。したがって、第3号に規定をしてございます各種委員には含まれないと解釈をされまして、本町の表彰選考委員会におきましても疑義を呈されていたところでございます。

このため、私ども事務方のほうでも精査をいたしまして、副町長と同様の常勤の特別職であると、そのような判断に至ってございましたので、このたび教育長を特出しする改正をお願いしようとするものでございます。

前のページ、別紙の改正条例附則でございます。公布の日からの施行といたしまして、経過措置におきまして、改正前の教育長として在職をした期間も含むものとしているものでございます。

どうぞ審査方よろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようにご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦英二総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議案第2号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和4年度、次年度に向けまして、役場業務の一部廃止、縮小、そして効率的、一体的な行政サービスの提供を目指しまして、組織体制の見直しを行おうとするものでございます。

参考資料1の新旧対照表を御覧願います。第1条の課の設置でございます。「保健福祉課」を「健康推進課」に改正をいたしまして、「復興課」を削除するものでございます。

第2条の課の分掌事務でございます。第4号の町民課でございます。2ページを御覧願います。左側、改正前エの「介護保険及び長寿支援」を「環境保全及び環境衛生」に改めまして、次に右側の改正後に、オといたしまして「地域福祉に関すること」を追加してございます。いずれも現行保健福祉課から町民課へ事務を移管するものでございます。

次に、第5号でございます。課名を「保健福祉課」から「健康推進課」に改めまして、アの分掌事務の「社会福祉」を「介護保険及び長寿支援」に改め、その左側の下段でございますが、オの「環境保全及び環境衛生に関すること」を改正後の健康推進課分から削ります。これは、いずれも町民課との分掌事務のやり取りでございます。

左側の改正前、下段のほうですが、カでございます。改正後のその下段のカと改正後のオの部分は所要の文言の整理でございます。

次に、第8号の地域整備課分でございます。右側、改正後にカといたしまして「復興事業に関すること」を新設してございます。

左側の改正前、下段の第11号でございますが、復興課を削るものでございます。

なお、参考資料の2といたしまして、最後のページに改正後の事務分掌を図でお示ししておりますので、併せて御覧願いたいと存じます。

次に、新旧対照表に戻っていただきまして、3ページ目の岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正でございます。福祉業務が町民課に移管になることによる改正でございます。

最後に、岩泉町子ども・子育て会議条例の一部改正ございまして、現行「保健福祉課」を「健康推進課」に改めるものでございます。

令和4年4月1日からの施行をお願いいたしたく、よろしくご審査をお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上久人会計管理者兼税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） おはようございます。

それでは、議案第3号 岩泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきますが、まず初めに議案提案理由内の字句の誤りにつきましては、大変申し訳ございませんでした。チェック体制を強化してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、条例一部改正の概要を説明させていただきます。今般の一部改正は、国の東日本大震災復興特別区域法及び関連する省令の一部改正によりまして、令和3年3月末までを期限としていた復興推進計画に基づく事業認定受付期間を令和5年度末までの延長と、併せて支援区域の重点化を図るため、特定復興産業集積区域を設けることの改正が行われ、引き続き産業支援をしていくこととされております。町におきましても、国及び県の支援継続と併せて、固定資産税の

課税免除を行おうとするものでございます。

別表の新旧対照表を御覧になってください。第1条におきましては、支援区域を国の表現の「特定復興産業集積区域」と改めまして、併せて表題も改正してございます。

第2条におきましては、認定受付期間の延長に伴いまして、課税免除を受け付ける期間を3年延長し、併せて引用している国の法律、条項の改正等に伴う改正を行っているものでございます。

改正原義の附則を御覧になっていただきたいと思います。附則につきましては、3年3月31日以前に認定を受けている事業者が旧認定計画による施設整備等を3月31日以前に行っている場合、3年度以降においても継続した5年間、固定資産税の課税免除を行うこととしていくことを規定しているものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査方よろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地泰正委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） お伺いします。

今までの復興産業集積区域と今度の特定復興産業集積区域、これは何か所なのか、あるいはまた何地区なのかお伺いします。

○会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） 工藤総括室長。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤健二総括室長、答弁をお願いします。

○税務出納課総括室長（工藤健二君） まず、今回の改正で該当になる特定なのですけれども、こちら実際被災した沿岸の12市町村、北は洋野町から南は陸前高田市までの12市町村が今回対象になると。改正前につきましては、岩手県全域の市町村が対象となっておりました。今回の改正で、12市町村以外は対象から外れるという改正でございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

今回の一部改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでありますが、具体的には出産育児一時金の金額が改められたことに伴う改正となっております。

それではまず、お手元に配付してあります参考資料1、新旧対照表をお開きください。第3条で規定しております出産育児一時金の金額について、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものでありますが、さらに詳細な説明が必要であるため、次のページの参考資料2、岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例の主な改正内容を御覧いただきたいと思います。

改正前の子産育児一時金は、基本額として本条例第3条で定めている40万4,000円に、同条ただし書を受け、施行規則で定めている加算額1万6,000円を合わせた総額42万円を支給してきたところです。施行規則で定めている加算額の1万6,000円は、分娩機関が加入する産科医療補償制度の掛金ですが、この掛金が令和4年1月1日から4,000円引き下げられ、1万2,000円となります。これに伴い、総額42万円を維持するため、一時金の額に4,000円を加算し、40万8,000円に改めるものです。

なお、今回の条例改正に合わせて、施行規則で規定する加算額につきましても1万6,000円から1万2,000円に改正することで取り進めているところであります。

別紙、改正文にお戻りください。附則により、この条例の施行期日は令和4年1月1日とするものであり、同日前の出産に係る出産育児一時金は、なお従前の例によることとなります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） この条例については了とさせていただきます、支給総額も変わらないと。

そうすると、支給を受けようとする保護者というか、そういう人たちの手続上の問題は、何か新しいことが出てきますか。例えば一時金は4,000円増えるし、掛金は4,000円下がると。何かの行動を起こさなければならないのかどうかというのはいかがですか。

○町民課長（山岸知成君） 浦場国保年金室長。

○委員長（八重樫龍介君） 浦場多美男室長、どうぞ。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えいたします。

分娩された方の、出産された方のお手続につきましては、これまでと変わりがございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、このただし書で町長が加算するという条項は、今までも結局加算していたというふうに理解してよろしいわけだと思うのですが、そこでやはりこの制度が出たときと、それから今ご案内のように、やっぱり町としての大きな課題は少子化なり、子育て支援なわけだ。そして、今現実として出産する方々もあまり増えていないと、そういう状況であれば、ぜひともただし書の満額をやはり町として支給すべきだと私は思うのですが、町長のお考えをお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、今回の改正は、国保の加入者に限ったものとなります。あくまでも医療保険制度の一つとして実施されるものですので、医療保険制度にのっとって実施していきたいというふうに考えております。

あと一方、岩泉町には出産祝金という制度があります。これは、加入する医療保険にかかわら

ず支給しているものでありますけれども、出産祝金の制度の中で町独自の加算といたしますか、そういうものは考えていくべきものというふうに認識しております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

席替えをよろしくお願いたします。

◎議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正でございますが、本議案の提案理由に記載のとおり、令和3年内閣府令第53号の施行に伴い、国の基準の一部が改正されたことにより、所要の整備を図るため、一部改正をするも

のでございます。

改正の概要といたしましては、施設、事業者等における書面等の保存について、文書や書類で行っていたものをパソコンのハードディスク等の電磁的記録により保存することができる旨を新たに規定するものでございます。

また、現行では特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設は、施設等の利用申込書に対し、運営規程や職員の業務体制等、保育の選択に資すると認められる重要事項を示す文書を電子メール等の電磁的方法により提供することができると規定されております。

今回の改正では、施設等が利用者に対し電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すとともに、利用者への同意の取得についても電磁的方法によることができる旨を新たに規定するものとなります。

それでは、お手元の参考資料、新旧対照表の1ページを御覧願います。初めに、目次の第2章の後に「第3章 雑則」を追加しております。これは、電磁的記録方法の緩和を行う同表4ページから7ページの第62条が追加になったことに伴い、第3章を追加したものであります。

次に、同表1ページの現行、第5条第2項から第6項につきましては、第62条が追加になったことに伴い、削除されたものでございます。

同表3ページを御覧願いたいと思います。左側、現行の第38条第2項につきましても、第62条が追加になったことに伴い、削除されたものとなります。

続きまして、同表4ページを御覧願います。第42条第3項につきましては、改正に合わせた文言の整理を行うものでございます。

次に、同表4ページから7ページが追加となった第62条でございます。これは、メール等の電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すとともに、事業者等における書面等の保存について、文章や書類で行っていたものをパソコン等のハードディスクなどの電磁的記録により保存することができる旨、また利用者への同意の取得についても電磁的方法によることができる旨を新たに規定するものとなっております。

なお、本議案2枚目からが改正文となりますが、改正文3ページ下段の附則によりまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地泰正委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 議会に関わってみて、最近国から様々な時代の変化のような感じがするのですが、矢継ぎ早に基準なり、見直しなり、変更が来るわけだ。それで、今回もこういうことが来たのですが、この案件の条例の改正が施行された場合に、当町として施行後から直ちに実施できるような対応はできているのかどうか伺います。

○保健福祉課長（三上義重君） 菊池社会福祉室長。

○委員長（八重樫龍介君） 菊池修二社会福祉室長、答弁どうぞ。

○社会福祉室長（菊池修二君） お答えいたします。

確かに昨今、電子化、ICT化というものが進んでおりまして、こども園等につきましても、そういった流れが出ております。今回の改正後ですけれども、直ちに何かが変わるというものではございませんけれども、今後そういったICT化の部分で事務の軽減、こども園としての事務の軽減、あるいは利用者の利便性の向上を図るという観点で、今後事務のほうを取り進めていきたいと思いますが、現段階ですぐに何かが変わるというものではないと認識しております。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） 今に関連しますが、とはいうものの、日頃から手書きでやっている方々が電磁処理をするということになった場合に、そこに負荷とか、新しい研修の制度とか、それから例えば保育現場の場合は保育士さんのほうの子育てのほうに集中した場合に、そういうところに負担がかかっていかないかというふうなことはいかがなものでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 三上義重保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三上義重君） 今回の改正といいますか、先ほど委員のほうから話ありました時代の流れもございまして、実際現場のほうではパソコン等での事務も進んでございます。ですので、今は並行して、今までの書面での事務もございまして、それに併せて、こちらのほうのルールでもそれに合わせた今回は電磁的な対応等をするものということでございますので、現場の負担のほうは、慣れてくれば、そういったパソコン等に移行するとは思いますが、そうなればまた、慣れてくれば事務的な軽減もできるのではないかとこのところで考えてございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 引き続き、議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） 続きまして、議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正でございますが、本議案の提案理由に記載のとおり、令和3年厚生労働省令第55号の施行に伴い、国の基準の一部が改正されたことにより、所要の整備を図るため、一部改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、家庭的保育事業者等における書面の作成、保存等に関する基準の緩和規定等について整理するものでございます。

なお、今回改正いたします内容の事業は、現時点では当町では実施していない事業であることを申し添えます。

それでは、お手元の参考資料、新旧対照表の1ページを御覧願います。初めに、目次の第5章の後に「第6章 雑則」を追加しております。これは、同表1ページから2ページの第50条が追加になったことに伴い、第6章を追加したものでございます。

次に、同表 1 ページから 2 ページが追加となった第50条でございます。これは、事業者等における書面等の保存について、文書や書類で行っていたものをパソコンのハードディスク等の電磁的記録により保存することができる旨を新たに規定するものでございます。

なお、本議案 2 枚目が改正文となりますが、下段の附則により、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 6 号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 6 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

席替えをよろしく願いいたします。

◎議案第 7 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第 7 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上訓一地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 議案第 7 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

最終ページの参考資料を御覧いただきたいと思います。別表（第 3 条関係）の「尼額第 2 団地」

を削除するものでございます。この団地は、昭和43年に建築した2棟4戸から成り、建築から53年経過し、老朽化が進んでいることから、本年度解体するものでございます。町内では、東日本大震災及び台風第10号豪雨災害に伴い、新たに災害公営住宅114戸を整備しており、このうち岩泉地区でも42戸整備し、現在は被災者以外の方も利用できることとなっており、今後本団地での住宅整備は予定していないことから、今回廃止するものでございます。

前ページにお戻りいただきたいと思います。附則といたしまして、この改正は公布の日から施行するというものでございます。

以上の説明となりますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） 2棟4戸は解体すると。跡地利用はどういうふうなことになるんですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三上訓一地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 整備後の利用というのは、まだこれというものまでは具体化しておりませんが、従前尼額第2団地、そのほかにもあった部分にグループホームが今整備されておりますので、そういう関連も含めて、今後利用計画を進めていくということになろうかと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、坂本昇委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ地域住民の方々と、災害の関係もありますので、協議しながら進めていただければと思います。

もう一点は、あそこに福祉住宅というのがありました、あの団地の中に。火災があったときに仮に住まわれるとか。災害公営住宅を整備したことによって、そういう種類の住宅もそちらのほうに移行したのか、福祉住宅という制度というか、利用の部分はなくなったのか、その点についてお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三上訓一地域整備課長、答弁。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 従前、緊急的な要素で入居できるような形での住宅ということで対応してきたところです。今回廃止するわけですけれども、これまでも町内で火災等あった場合、ご本人さんの意向も含めまして、緊急的に空いている町営住宅の利用もしているケ

ースもありますので、今後は基本的に、そういう場合は空き住宅の利活用を含め、対応していく
ということを考えております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条
例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） それでは、議案第8号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条
例についてご説明いたします。

今回の改正でございますが、提案理由に記載しておりますとおり、岩泉町立大川小学校を岩泉
小学校に、岩泉町立釜津田中学校を岩泉町立岩泉中学校にそれぞれ統合することに伴いまして、
この条例を改正するものでございます。

教育委員会では、これまで児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質のさらなる充実を図
る観点から、学校の適正配置に取り組んできたところでありますが、保護者の皆様や地区住民の
皆様からご理解をいただきまして、本年度末の令和4年3月31日をもって大川小学校及び釜津田

中学校が閉校し、令和4年4月1日からは大川小学校が岩泉小学校に、釜津田中学校は岩泉中学校にそれぞれ統合する運びとなっております。

なお、それぞれの学校では、現在閉校事業の実行委員会が組織されまして、来年3月末の閉校に向けまして、準備が進められているところでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。この表でございますけれども、左の欄に現行を、右の欄に改正後を掲げておりますが、小学校の設置について規定している第1条の表につきましては、下線部分の岩泉町立大川小学校の欄を削るものでございます。同じく中学校、第2条のほうでございますが、この表では下線をつけております岩泉町立釜津田中学校の欄を削るものでございます。

それでは次に、議案の別紙を御覧いただきたいと思います。附則でございます。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査方よろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木剛教育次長、どうぞ。

○教育次長（佐々木 剛君） 議案第9号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

先ほどの岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例とも関連いたしますが、今回の改正は令和4年3月31日をもって閉校となる大川小学校と釜津田中学校を学校開放の対象施設から外そうとするものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を御覧願います。表の左側に現行を、右の欄に改正後掲げておりますが、現行の欄を御覧いただきたいと思っております。別表第1（第8条関係）、体育館使用料の表でございますけれども、ここの使用料50円の区分のうち、下線で表示してあります「小川小学校 大川小学校」から「大川小学校」を削り、改正後は「小川小学校」といたします。同じく下線で表示しております。「有芸小学校 釜津田中学校」から「釜津田中学校」を削り、改正後は「有芸小学校」に改めようとするものであります。

それでは次に、議案の別紙、公布文を御覧いただきたいと思っております。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審査方よろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本昇委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 学校開放ではなくなるというふうなことで、施設は学校施設ではなくなった場合に、ただ地域で使いたい場合、当面の間、これ活用計画が決まればまた違うのでしょうか、いかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

これまで学校統合になりました学校も同じ取扱いなのですが、地域の方から使いたいというお話があれば、教育委員会のほうに使用許可の申請をしていただきまして、そこで許可して、ご利

用いただくというふうな形の取扱いとしたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦英二総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議案第10号 岩泉町過疎地域自立促進特別事業基金条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

旧過疎法、過疎地域自立促進特別措置法でございますが、平成12年から施行をされておりましたところ、平成22年でございますが、一部改正によりまして、過疎対策事業債の対象事業が拡大されました。これは、これまでハード事業だけでございましたけれども、ソフト事業を対象といたしました地方債措置、そして基金積立てによります後年度の財政執行ができるようになったということでございます。これは、いずれも該当市町村の過疎計画掲載の事業が対象となっているものでございました。

本町におきましても、当初は基金積立てを行いまして、平成26年度まで協働のまちづくり交付金に財源充当してきておりましたが、その後は平成27年度以降、これは積み増しはしないで、現在この基金は残高ゼロになっているところでございます。

この旧過疎法、これは本年3月31日をもちまして失効いたしてございまして、4月からは新法ということで、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これが施行されました。これに伴いまして、本町におきましても新たに岩泉町過疎地域持続的発展計画を策定いたしまして、9月議会で決定をいただいております。

本町におきます新過疎計画におきましては、今後基金を活用する事業、これにつきましては予定してございません。また、本町におきます地方債措置対象のソフト事業、これにつきましては当該年度ごとに示される起債限度額の範囲内で、毎年度の財源充当は安定的に現在実施している状況でございますので、当該基金の必要性はなしということで判断をいたしまして、今回条例の廃止をお願いするものでございます。

ご審査方よろしくお願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第10号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、コロナ感染予防対策を行います。11時5分まで休憩いたします。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時05分）

○委員長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

これより議事に入ります。

◎議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）

○委員長（八重樫龍介君） 議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦英二総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）でございますが、説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、国及び県の補助事業の交付決定等に伴うものなど、即対応を要する事業につきまして、追加の予算を計上してございます。また、事業費の確定見込みに伴う予算の減額につきましても、併せて行ったところでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、16ページをお開き願います。別冊の資料といたしましては、令和3年度補正予算新規事業等概要をお配りしてございますが、後ほど担当課長から説明がございまして、ここではそのほかの予算につきまして説明を申し上げます。

16ページの下段でございますが、3款2項1目児童福祉総務費でございます。18節に子育て世帯臨時特別給付金4,850万円を計上してございます。これは、国の新たな経済対策に伴う事業でございます。18歳以下の児童を対象に、1人当たり5万円を給付しようとするものでございます。後ほど担当課のほうから、これは説明をさせていただきたいと存じます。また、事務経費といたしまして、3節の職員手当等、10節の需用費、11節役務費に予算を計上してございまして、給付金及び事務費ともにその全額が国費で措置される見込みとなっているものでございます。

次に、17ページを御覧願います。4款1項2目の予防費、12節に新型コロナウイルスワクチン接種委託料2,879万3,000円を計上してございます。これは、ワクチンを2回接種済みの町民の皆様を対象に、3回目となります接種を行うための予算計上でございます。また、ワクチン接種体

制の確保に要する予算につきましても、今回補正をお願いしてまいります。

次に、19ページをお開き願います。5款2項2目林業振興費、7節で有害鳥獣捕獲等報償費880万8,000円を計上してまいります。ニホンジカ等の捕獲に伴う報償費でありまして、今年度の捕獲頭数の見込みによりまして、増額補正をお願いするものでございます。

次に、20ページをお開き願います。6款1項2目商工鉦業振興費の18節でございます。町内飲食店消費拡大事業補助金530万円を増額計上してまいります。町内の飲食店で使用できる食事券、これにつきまして、地域経済の回復を促進するために新たに2,000セットを追加発行しようとするものでございます。また、経済循環促進事業補助金の350万6,000円を増額につきましては、事業者からの申請状況を踏まえまして、特産品の送料補助に対する追加の予算をお願いするものでございます。

次に、22ページから23ページをお開き願います。7款2項3目道路新設改良費、14節の工事請負費でございますが、2つの事業につきまして予算を皆減してまいります。まず、町道鼠入川線視距改善工事でございますが、森林管理署所有の建物の解体に際しまして、国と関係機関との協議に時間を要しまして、さらには用地の取得も必要となりましたことから、この際事業内容を見直しした上で、新年度に改めて予算計上をお願いしたく考えているものでございます。

また、町道長内中野線舗装工事につきましては、財源として予定をしてございました社会資本整備総合交付金の配分が今年度は得られませんでしたので、今後の国の補正予算あるいは新年度予算の動向を注視いたしまして、改めて予算計上を考えてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、25ページをお開き願います。9款1項3目教員住宅管理費でございますが、16節に土地購入費124万4,000円を計上してまいります。これは、旧浅内小学校の教員住宅の売払いに向けまして、土地開発基金財産でございます当該土地の買戻しの予算を計上するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明申し上げます。9ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金606万2,000円を計上してまいります。現在本町として配分を受けております当該臨時交付金につきまして、今回全て予算計上をしたものでございます。

次に、11ページをお開き願います。16款2項1目不動産売払収入で、土地売払収入4,295万3,000円

を計上してございますが、これは全て岩手県の河川改修事業に伴います土地の売払いでございます。4か所分の歳入を計上したものでございます。

次に、同じページの下段でございますが、17款1項3目ふるさと納税でございます。今年度のこれまでの実績、推移を踏まえまして4,000万円の増額計上を行ってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページにお戻りを願います。第2表の繰越明許費でございます。今回の繰越明許費では、4款1項保健衛生費の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、これで4,206万9,000円の繰越しをお願いするものでございます。

最後に、6ページをお開き願います。第3表の地方債補正でございます。4つの起債の種別につきまして補正を行い、補正後の限度額の総額を11億620万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定いたしました。

15ページをお開きください。これから質疑を行います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、2款に入ります。2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目財産管理費。

4番、畠山和英委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ここで今回公共施設等の基金積立金5,000万円ほどあります。先ほど説明があった歳入のほうの繰入金を見ましても、この減額があります。そうしますと、基金当初にかなりの額を、基金の繰入れをして予算編成したわけですが、今回、また前回の補正等で減額がどん

どん出ています。これの理由は、事業がコロナの関係等々で実施していないということかと思いますが、この状況をまずご説明してください。

○総務課長（三浦英二君） 三上財政管財室長。

○委員長（八重樫龍介君） 三上智財政管財室長、どうぞ。

○財政管財室長（三上 智君） それではまず、令和3年度当初予算での取崩しと申しますか、基金繰入れの状況から説明いたします。

当初予算におきましては、財政調整基金、町債管理基金、公共施設等整備基金、主要3基金で約10億円取り崩す予算を計上させていただきました。その後、令和2年度からの前年度繰越金もございました。また、コロナの影響による歳出等の減ということもございまして、現在、今回の補正後の額で申しますと、取崩しはなくなりまして、積み増しと申しますか、主要3基金に積み増す形での予算となっております。主要3基金合わせまして約1億6,000万円積み増して、今年度は終わる予定というような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） そう申しますと、この基金の繰入れ、取崩しは、3年度はなしの見込みと、むしろプラスになると、積むほうが出てくるということでもあります。

そう申しますと、今9月決算で基金の残額が50億円ぐらいあったのですか、もうちょっとかな、ありますので、そう申しますと大体これらの3月末での見込みになりますと増えて、どのぐらいの、概算でいいです、なりますでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 三上財政管財室長。

○財政管財室長（三上 智君） それでは、前年度末、令和2年度末から申し上げます。2年度末が54億5,000万円程度、主要3基金を合わせてございました残高でございます。現在令和3年度の見込みといたしまして、56億1,400万円程度というふうに見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そう申しますと、台風前より多分これは増えているのですかね、かと思えますけれども、では新年度の予算編成、これらも活用しながら予算編成ができるというふうなのかなと思っております。

それでは次に、今回財政管理費に関わってお尋ねします。国の経済対策が出ていました、今度の。そして、昨日の臨時国会で、補正予算で、経済対策、真水で36兆円弱の今回補正が出ています。そうした場合に、先ほどの歳入の説明ですと、地方創生の臨時交付金、これは3年度分の、今までの分は全部これで終わりというか、使いますよというふうなご説明でありました。したならば、今度国の補正予算絡みで町に……新聞報道程度、大きな項目しか分かりませんが、まずはコロナに係る地方単独事業をするための臨時交付金、これらの見込みはあるのですね。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 国の補正絡みのことにつきましては、まさに国会のほうで始まって、提案をされたということは承知をしているところでございます。

今委員ご指摘の私どもに来る臨時交付金等々の内訳につきましては、私どもに情報はまだ入ってございません。総額で、例えば臨時交付金であれば6.8兆円、あるいはコロナワクチンの医療分の関係ですと2兆円を増額されるとか、ワクチンの体制整備ですと1兆2,900億円が予算上にありますよと、そういった総枠での内訳の通知しかまだ入ってございません。したがって、国会審議が進むにつれまして、そういった内容が徐々に私どもにも情報が入るものというふうに承知をしておりますが、いずれにいたしましても補正予算のほうは、それに応じた対応を本町としても考えていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） これからだ、ご答弁でありました。

国の補正予算の本当の概要を見ますと、1つは地方創生臨時交付金で飲食店等の協力金とか、もう一つ、検査等にやる感染拡大防止等の臨時交付金等があるわけですが、県、地方自治体、市町村ばかりでなく県もありますので、県がやっている額は大きいですが、ないですか、町に来るのは。いろんなアンテナを張っているかと思いますが、もう一度お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦英二総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 本町のほうと事務方のほうでは、感染症対応地方創生臨時交付金でございますけれども、これは恐らく配分をいただけるのではないかなど。要するに今回606万円で、全部1億6,000万円を予算計上するわけでございますが、それにプラスをされるものだろうというふうに考えてございます。

また、地方交付税の総額も、国のほうで加算をして増額交付をするというふうに言われてござ

いますので、そういった部分でも歳入のほうが私どもにも来るということで今は読んでいるところでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 臨時交付金のほかに地方交付税の増額もあるようでありますので、これは多分来るのかなと思うのです。

これは、国の補正予算でありますので、国が事業執行することではあります、今回の補正予算にも出ていますが、給付金の関係等々、既に町として国の委託を受けてやっている事業があります。そうしますと、国の補正の事業でいろいろ予定している中で、今回の給付金以外に町に関わるものがどういふのがあるか、もし把握しておりましたらお答えいただければと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 三上財政管財室長、答弁。

○財政管財室長（三上 智君） それでは、お答えいたします。

現在国会で審議中ということで、各省庁から役場の各担当課のほうにまだ情報が流れてきていない状況でございます。ただ、先ほど来質疑いただいております臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金については、委員ご案内のとおり、6兆8,000億円、国の予算上は増額されるという見込みは我々も承知しておりまして、そのうち地方単独分という枠がついておりますのが1兆2,000億円でございます。こちらにつきましては、これまでも都道府県、市町村にも配分がございましたので、こちらについては先ほどの課長の答弁のとおり、我々が今後も事業者支援等の経済対策を打っていける財源となるものと認識しております。今はそのような状況でございます。お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 3目財政管理費、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。4目会計管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 10目諸費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ここで、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、次に進みます。6項監査委員費、1目監査委員費、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎保健福祉課長の発言

○委員長（八重樫龍介君） ここで、三上義重保健福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

三上課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、保健福祉課から3款民生費のご審査をいただく前に、ご報告とお願いの2点につきまして発言させていただきます。

まずは、さきの10月27日開催の第6回町議会臨時議会におきまして、可決いただきました議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）に係る補正予算新規事業等概要説明を行った福祉灯油特別助成事業についてでございます。当課からの助成対象世帯の説明の中で、生活保護法第11条第1項の規定による保護を受給している世帯は助成対象から除くことでご説明を申し上げたところであります。しかしながら、今般県から当該世帯を助成対象として判断してよい旨連絡が入りました。ただし、8,000円を超える助成、通常であれば1万円ということでご説明しておりましたが、8,000円を超える助成となると、保護費算定の際、収入判断されてしまい、保護費が減額になってしまうという、その部分について留意するように併せて連絡をいただいたところでございます。現在12月1日号町広報発送時に申請書類を全世帯配布しまして、町民の皆様へ制度周知を行っているところでございます。先ほどの点を踏まえ、助成対象に生活保護受給世帯を加えまして、当該世帯は1世帯当たり8,000円の助成額としてご案内させていただいていることをご報告させていただきます。

続きまして、2点目ですけれども、本予算書、3款2項1目児童福祉総務費、18節、子育て世帯臨時特別給付金につきまして、こちらのほう、国からタイトなスケジュールでの対応が示され、何とか本予算に計上をさせていただいております。国から、テレビ、新聞等でアナウンスされている制度でございますが、当町でのスケジュール等、目に見える形のご審査をいただきたく、事業概要説明資料を準備させていただきましたので、その配付につきまして委員長からご許可をいただきたくお願いを申し上げます。

○委員長（八重樫龍介君） どうぞ。資料配付を許可します。

〔資料配付〕

○委員長（八重樫龍介君） 三上義重保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、ただいまお配りしました概要説明書に沿いまして説明をさせていただきます。

3款2項1目、16ページになりますが、こちらのほうの事業名は、子育て世帯臨時特別給付金になります。事業実施主体は岩泉町でございます。

事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対して子育て世帯臨時特別給付金を支給するものでございます。

事業の内容ですが、1、支給対象者、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する者。養育する者に一定以上の所得がある場合は支給対象外となっております。ここでいう児童とは、児童手当法の児童の判断になります。ということで、18歳になった年の年度末まで、高校生までのところが対象になるということでございます。

2、給付金の額でございますが、児童1人当たり5万円になります。

3、事業費ですが、給付金が4,850万円、こちらのほうは5万円掛ける対象者970人を見込んでございます。事務費が30万7,000円、こちらは時間外勤務手当、消耗品等になってございます。合わせて事業費4,880万7,000円でございます。

4、給付のスケジュールでございます。（1）としまして、令和3年9月の児童手当を保健福祉課が支給決定した者等になります。こちらのほうは、令和3年12月中旬には通知をお送りいたしまして、受給意思の確認、申請が不要かどうかの確認のみを行います。令和3年12月28日、年内には児童手当の支給口座のほうに本給付金を支給することで進めたいと思っております。

（2）としまして、（1）以外の者、高校生や保護者が公務員の場合になりますが、こちらのほうは12月中旬に申請の勧奨を行います。これは、ホームページ、ぴーちゃんねつとで周知、申請が必要な児童の保護者にも通知をする予定でございます。本年の12月下旬には受理から3週間程度で順次支給してまいりたいと思います。そして、来年、年が明けた4月30日には支給の完了をしたいと思っております。

特記事項でございますが、財源のほうは子育て世帯臨時特別給付金の事業費補助金、事務費補

助金となっております。こちら10分の10ですので、事業費4,880万7,000円に対しまして、国庫補助4,880万7,000円を充当することになってございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 概要説明が終了いたしました。

○委員長（八重樫龍介君） 引き続き質疑を行います。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 今回の給付金のことではないのですが、児童福祉に関連しまして、今保育とか介護とか、それに携わっている方の賃金を上げるという国の方針、いろいろ言っているのですが、今回の国の補正でも看護、介護、保育とか、現場で働く方々の収入の引上げをするということで、予算というか、今上げているのですが、例えば町のこども園とか、保育士等いますけれども、それはこれには該当にならなくて、町の給与のほうでやっているかと思えますので、国で言っているのは民間のことなのではないでしょうか。そこらについてお答えしていただければと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 三上義重保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） 保育士、介護士の給料等上げるというような情報も入ってございました。10月末の国政選挙が終わった後に我々のほうも、そういった国のほうでいろいろな制度の部分の改正の情報は入っておりますが、ただその後の詳細な情報はまだ入っておりません。ですので、この後その情報を確認しながら進めてまいりたいと思いますので、今の段階では各委員がご案内のとおりの内容でしか私どもも承知していない状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 町の保育士は、町職員と一緒にやっていますので、これはほかと比べて待遇が低いとか、そういうことはないような気がするのですが、どうですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 保育士の給料等に関しましても、随時その時代、時代に合わせたといいますか、そのとき、そのときに合わせた給料のほうの適用になっていると思いますので、

まずは多くはないかもしれませんが、少なくはないものと認識しております。ですので、今後国のほうでは、ただその人材不足等が叫ばれておりますので、そこを解消するためのものでもあるようですので、そういった国のほうの趣旨といいますか、そちらに合わせながら、その際にもし町のほうの保育士もそれに対応した給料等が上がるようなことであれば、そこは対応してまいりたいと、検討してまいりたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 子育て世帯臨時特別給付金について伺いますが、一定以上の所得がある場合、支給対象外になるのですが、岩泉町、本町では何世帯ぐらいあるのですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） ちょうど資料のほうでも説明いたしました所得の制限という部分でございますが、こちらのほうは実際の家族構成によって所得の上限の判断が変わってまいります。今国のほうでは960万円というのを出していますが、ただそれは世帯の扶養親族が3人の場合であれば960万円、申し上げれば扶養親族が1人であれば875万円というふうに、各世帯の世帯構成によってその上限額が変わってまいりますので、一概に何人というのはちょっとまだ把握していないところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そうすると、何世帯かということはまだ出せない。

それから、ほかの自治体の中には外れた世帯に対して独自に支給しているところもあるのですが、数字がはっきりした場合にそういうふうな外れた世帯に対しての給付金の考えというのは、検討する、そういうふうな気持ちはないのか。

○委員長（八重樫龍介君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 対象者のほうの数は、今現在ちょうど準備をしているところでございますので、今段階では数字のほうは持ち合わせていないところでございますので、よろしく願いいたします。

対象外につきましては、国のほうの補助が入っているものでございますので、今の段階では町としましては、国の基準に合わせた部分での給付のほうを行ってまいりたいと考えてございます。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この給付金の関連ですが、今回は5万円と。報道なんかでいくと10万円

という数字が出ていますが、残った5万円の見通しというのはいつ頃か把握しておられますか。

○委員長（八重樫龍介君） 三上保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） 今現在国のほうでは、1人当たり10万円のうち5万円を年内に支給ということで、その5万円のほうを急いで進めて、それに合わせて我々も対応しているところでございます。残りの5万円は、5万円相当のクーポン券給付ということでアナウンスされてございます。そちらの情報のほうも、先ほど申し上げましたとおり、まだ制度が固まっていない状況でございます。先週の金曜日、12月3日によろやく国のほうでも、ウェブでの全国の会議で情報が示されました。ただ、その段階でも5万円相当のクーポンのほうは、時期とすれば春の就学前、そちらのほうから6月ぐらいまでに配りたいというのは国から話はされていますが、方法につきましても、交付のほうはクーポンの紙であったり、あとはそれを電子の形で使えるようにしたいとか、あと決済方式のほうも電子型でやりたいとか、あとエリアも地域限定に、クーポンを使えるところが登録制になってくるかもしれませんので、そういったエリアも、全国的に使える、どこの店でも使えるようにするのか、あるいは地域限定にするのか、そういったところがまだ固まっていないようでございます。まだ制度自体がほとんど動いていないような状況となっております。

あわせて、国のほうで示している住民税の非課税世帯に対する臨時特別給付金、住民税非課税のところは1世帯当たり10万円というほうも、同じ先週の金曜日のところで説明がございまして、そちらのほうもまだ制度が動いていない状況でございますので、これから国のほうである程度細かい部分が決まりまして、通知がございましたらば、本当に時間がない中での対応にはなりますが、何とか制度のほうに漏れないような形で、遅れがないような形で取り組んでまいりたいと思っておりますので、今のところ詳細についてはまだ説明の範囲内という状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 了解しました。

誰が考えても、10万円を給付するという中で、5万円ずつ2回に分けたり、今のように制度も複雑になったりしたときに、事務に携わる実際の職員の方々は二度手間、三度手間というぐらいに10万円が大きな事務量になっていると。報道では、その費用が900億円にもなるというふうなことでございますが、町単独では、それはできることではないかと思いますが、群馬県の太田市な

んかだと、もう10万円一括支給してしまうというふうなこともあろうかと思うのですが、そういうところでの内部での検討というか、そういうのはなされているかどうかはいかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三上保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） 確かに新型コロナの対策としまして、ワクチン接種から始まりまして、今度はこういった給付金のほうの給付で、各世帯への給付とかございまして、本当に事務がかなり立て込んでまいります。国の確定情報が入ってから、本当に準備する時間がない中での対応になりますので、先ほどのクーポン券に関しましても、先ほど申し上げましたとおり、詳細は入っていないのですが、ただその中でもクーポン券を原則給付ということではありますが、各自治体の状況によっては現金支給ということもございまして、そちらのほうはそういった確定情報が入ってから、我々のほうでどこまで準備できるかも出てきますので、そういった状況に合わせて、また今後内部でも協議しながら、できれば各議員からもご意見を伺いながら、進めてまいればと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 1目、ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。3目児童福祉施設費、ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4款に入ります。衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、2目予防費。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ワクチンの関係で、ご説明ですと3回目の接種に係るものだということでの説明でした。繰越明許にもありますので、新年度に向けても期間がかかるということかなと思いますけれども、これの今計画と申しましょうか、3回目の町におけるワクチンをどのようにやっていくかという、これについてももしありましたらお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三上義重保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、岩泉町としましては9月の末にはある程度、ほぼ完了したものということでお伝えしておりました。接種の

ほうも90%、約9割を超える方々に接種のほう進んでございます。

現在は、12月26日、そして2回目を1月16日ということで、未接種の方に対しましての接種をまず進めたいということでやっております。そのほかの3回目、追加接種、ブースター接種でございますが、そちらにつきましては、現在考えておりますのは、今度12月1日号の広報でも、未接種者への案内と併せて3回目の接種も行いますよという部分の大きな部分を広報のほうで出しております。詳細については、1月1日号の広報でお知らせしますということでお伝えしています。

今町で考えておりますのは、65歳以上の一般高齢者の方は来年の1月下旬、来年1月下旬から65歳以上の一般高齢者の方の接種は進めたいと。18歳から64歳の町民の方々には、4月末あるいは5月の初め、そちらのほうから接種が始められればと考えてございます。会場は済生会岩泉病院さんのほうで、今考えているのは1月30日をスタートにして、2月からは第1と第3の日曜日の接種を考えています。1日480人から500人ぐらいの規模でいきますので、そうなると接種された方、高齢者3,700人、12歳以上64歳以下の方々が大体3,700人ぐらいいますので、大体3か月から4か月近くかかるということになってございます。そして、対象のほうは2回目接種後から8か月以上経過した18歳以上の町民の方々になっています。1回目、2回目のときは、予約の段階でかなり電話等混乱を招きましたので、今回からは町のほうで日時や会場を指定して、順次、ある程度接種した順番でございますので、基本的にはそれを基にしながら、ご案内のほうをしていきたいと思っております。日時を指定して、そして都合が合わない場合に連絡をもらうというような方法を取ってまいりたいと考えてございます。

ただし、医療従事者の方々は、1月10日以降に大体8か月経過になりますので、1月10日から一般の1月30日の接種が始まる間、そちらのほうで医療従事者の方々は優先接種を進めてまいりたいと思っておりますので、1月1日号でまたご案内はしますもので、よろしく申し上げます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませぬか。2目予防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、次に進みます。6目環境衛生費、ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 席替えをお願いいたします。

ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木修二農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新規事業の概要についてご説明いたします。

当課2件ございますので、まず1点目の資料1ページになります。事業名、経営継承・発展等支援事業補助金となります。事業実施主体は、農業後継者となります。

事業の目的でございますけれども、農業後継者の高齢化が進行する中で、農業経営者から経営を継承した者に対し、経営発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体の確保を図ることを目的としてございます。この事業につきましては、国において令和3年度に制度化された事業でございまして、全国農業会議所が窓口となって実施している事業でございます。

内容の1番の事業対象者の要件でございますけれども、中心経営体等である農業経営者から、その経営に関する権利及び財産等の移譲を受けた後継者としてございます。

2、対象者でございますけれども、今回この事業に応募があり、全国農業会議所に申請をしていたところ、事業採択されたものでございまして、1名となっております。室場沢中地区に新たに就農開始した酪農家1名となっております。

事業の内容についてでございますが、受精卵移植により優良系統を導入し、付加価値の高い和牛子牛を生産するための経費で、具体的には受精卵の購入経費となります。

事業費でございますけれども、100万円で、補助金の全額の金額となります。国と町が2分の1ずつ負担しながらという事業になってございます。なお、この事業の補助上限は1件当たり100万円とされてございます。

以上でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。米価下落緊急対策補助金でございます。事業実施主体は、新岩手農業協同組合となります。

事業の目的でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、外食産業における主食用米の消費需要が落ち込んだこと等により、令和3年岩手県産米のJA概算払い金が大幅な下落となったことから、対象となる生産者への支援を行うことにより、米生産農家の営農継続を図り、耕作放棄地の抑制につなげるものでございます。

事業の内容については、農協出荷している生産者を対象に、出荷数量に応じ、30キロ当たりで500円を交付する事業でございます。予定とされます対象者は25名、事業費については225万円と

なります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により実施を考えてございます。

以上でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 新規事業等の概要説明が終了いたしました。

質疑に入ります。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、ございませんか。

3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 今の新規事業の件で、経営継承した方がその対象になるということでしたけれども、今現在経営している方はこの補助申請はできないのでしょうか。そこ1点お聞きします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤哲夫農業振興室長、答弁。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 今回のこちらの経営継承事業につきましては、令和3年度に国のほうで制度設計された事業で、令和2年以降に継承を受けた後継者が対象とされております。ですので、その期間に合致していれば対象にはなるのですけれども、後継者として現在の経営体の先代の方から主宰権といいますか、財産、権利、一切の権利を移譲して、なおかつ青色申告とか、経営発展計画とか、様々、諸要件もあるのでありますが、そういったのをクリアすれば対象になるということで、今回農業会議所が募集したところ1名応募があったというような内容になります。

○委員長（八重樫龍介君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、例えば今の経営の主体がおじいさんで、そして息子さんやられている場合は、この補助事業を使おうとした場合には、継承しましたよということが必要ということですか。確認です。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤哲夫農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） そのとおり、経営継承したというような、いろんな書類関係の根拠資料等が必要になってきます。

○委員長（八重樫龍介君） 1番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 米価下落緊急対策補助金なのですが、実施の日程、目安があれば教えてください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤哲夫農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 支給の目安、時期的なところですが、今年中に農協さんのほうで数量等の確定があるというところで、時期的には年明けに農協のほうと補助金交付関係の手続を進めまして、生産者のほうに農協を通して交付されるのが早くて2月中にはというふうな予定で今考えてはありました。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 農業後継者に関わってですが、来年度、新年度のことではあるのですが、これに関わってですが、農林水産省で新規就農者を1,000万円で支援するという、今出ていますけれども、岩泉町あるかないかもあります、これは国、地方自治体で支援した分は出すというふうなことなのですが、これに関して情報等々もしありましたら、1,000万円ならいい事業かなと思いますけれども、これについてももしお分かりでしたらお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤哲夫農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） ご質問の事業、現在の農業次世代人材投資事業という国の制度になるのですが、今1名の方がこちらの事業対象になっておりまして、現在の制度ですと3年間、年間150万円ずつで450万円、4年目、5年目が年間120万円、5年間の事業期間で690万円マックスで交付される事業になっておりますが、こちらが来年度、今は生活費等含めて補助金交付のような形で進めているのですが、こちらを1,000万円融資する形で、融資のほうを国と地方のほうで2分の1ずつ負担するというふうな、ご案内の制度になっておりますが、こちらのほうはまだ詳細のほうは来ておりません。地方の負担が市町村なのか県なのか、そういったところもまだ通知等のほうは来ていませんので、これから情報収集していきたいなというふうに考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、三田地和彦委員。

○委員（三田地和彦君） この中の18節になるわけですが、米価の下落緊急対策補助金ですか、これが30キロ500円ということですが、下げ幅から見るとかなり低いのです、去年なんかの米価の価格から見れば。それで、もっとほかに国のほうでも米価の下がりの支援があるのか、これは町単独のものなのか、そこら辺。そしてあとは、よそとの関係を聞いていて500円に設定したのかなと思うのですが、そこら辺のご答弁をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤哲夫農業振興室長、どうぞ。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） こちらの米価下落支援につきましては、町単独の支援制度になりますが、今回のJAとの概算金の価格差については、ご質問のとおりなのですが、こちらのほう県内の市町村の状況を見ますと、様々、30キロ当たり100円とか200円とか、そういったところもあります。まさに様々な支援内容の中で、宮古管内においては大体米の生産経費も同じということで、管内の市町村と意見交換等しまして、大体苗代の半分程度、こちらの支援をするというところで、次期作の経営継続につなげていきたいというふうな協議の中で、30キロ当たり500円と設定しております。

なお、今回農協のほうでも概算金の追加払いというところで、30キロ当たり100円追加で交付するというふうな内容で今進めていると聞いております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 農業の方は案外バックアップ体制は、十分にできているような気がするのですが、やっぱり何といても我々が生きるためには、日本の主食は米なものですから、そして私がある第一次産業は漁業で、これは主食でなく、おかずになるわけです。ただ、それがかなり厳しい状態なものですから。ただし、幸いなことに令和3年の米は豊作であったということと、消費が伸びないことで在庫があるということで、価格も下がったようでございますが、食べるほうにすれば、私は100%米は買って食べているものですから、下がるのはいいのですけれども、やはり生産者とすれば、これから不安であるというのがいろんなマスコミ等でもうたわれているものですから、そこら辺を十分に考えた対策を町のほうでもお願いしたいと思います。要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 要望です。

それでは、ここの3目は……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目、ほかにございませんか。

では、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 確認でございますが、結局このJAを経由したところだけの農家さんが500円

と。岩泉の農家の方々の米を生産している人は、ほとんどが農協を経由しているというふうな判断をしていいのかどうか伺います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤哲夫農業振興室長、どうぞ。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 今回JA出荷の方を対象にしております、稲作のほうは主に経営農家につきましては農協出荷になっております。今回JA概算金の下落の影響を著しく受ける部分で、JA系統の販売農家の方を対象に今考えておりました。系統外の出荷の方につきましては、取引先、あるいは販売形態も様々で、価格にばらつきがあったり、あとは価格設定のほうもある程度自由度があるというところで、概算金下落の影響を目に見える形で受ける農協出荷の生産者を今回対象にしております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに3目。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時04分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（八重樫龍介君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより議事に入ります。18ページをお開きください。5款1項4目、畜産業費から質疑に入ります。質疑はございませんか。

11番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） 畜産の短角についてお聞きします。

古いことは平成19年に町貸付けで、子返しということで、19年から24年までの5年間で子を返還するという貸付制度があったのですが、あの当時何件借りて、現在何件終わって、どのような状況になっておるのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐々木総括室長。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木忠明総括室長、答弁。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 町有牛の貸付けの関係ですが、短角牛の町有牛につきましては、平成19年、21年、22年と全部で28頭の貸付けを19戸の農家のほうに行っております。それで、5年間のうちに雌の子返しという形で、町有牛の貸付規則の中で運用されております。現状も牛の子返しをしていただいたものを貸し付けたり、あとは代畜を設定してもらったりという形で、現在も28頭がそのまま貸付けになっている状況でございます、貸付けされている農家は19戸という形になってございます。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） そうすると、9件はもう子返しをしたということになるのですか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木忠明総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 子返しにつきましては、現在6件の農家が子返しをしているのですが、そちらの子返しになった牛につきましては、また違う農家の方たちのほうに貸しているという状況で、現在もそのまま貸し付けられた28頭が貸付けの状況になってございます。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 15年近くもたっているのですが、貸し付けた牛もいないところもあります。あと農家をやめたところもあります。その辺はどうなっているのですか、もう人も牛もいないところもあるのですが。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） やめた農家の方の牛は、また違う方に移っていたり、あとはなくなった牛についても代畜設定して、なくなった分も補充されたりしている現状でございます。この日本短角種の貸付事業につきましては、当時短角種の減少等々もありまして、町有牛の貸付けの形式を取って農家の皆さんに貸付けをしてきたわけでございますが、現在補助事業のほうで自家保留だったり、家畜導入だったりという形で、頭数増頭の施策も出てきております。そういった中で、町有牛の事業というのも日本短角種につきましては、そろそろ目的を達した部分ではないかなというふうに考えてございますので、これからこの事業につきましては、再度見直しを含めながら、今後については検討してまいりたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 農家を継続して次々牛を飼っていれば、次々と借りてもいいけれども、も

う高齢化で、何年かで休みたい、やめたいという農家はどうすっぺな、返さなければならぬのかなど、そういう不安も抱えている人もいます。そういう人のためにも、いつまでもこれ続けていっていいのかどうか、その辺について。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 牛は、雌の牛を子返しというのが今までの制度の中での義務履行なわけですけれども、返納する牛がない場合等々、牛の評価をして、その評価額の3割で払下げをするという条項もございます。そういった形で、もうすぐ離農して牛をやめたい、あとは日本短角種の町有牛を次の人に貸付けする当てもないという方については、そのような形等々取りながら、処分の方向等々を考えていきたいなと思っておりますし、今後農家の皆さんとのお話もちょっとさせていただきながら、今後の方向については検討させていただきたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） いずれやっぱり整理というか、そういうのを改めて、今新たに補助金で保留牛とか、いろいろやっていますので、ああいう平成19年のはできるだけ早めに整理するとか、そういう考えに持っていくべきだと思うのですが、その辺について。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 委員おっしゃるとおり、町有牛の事業等の目的等は、そろそろ達せられている部分等もあると思いますので、この部分につきましては、農家の方たちのきちんとしたご意見をいただきながら、整理のほうをさせていただきたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 以上です。よろしくお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 要望ですね。

13番、菊地弘巳委員。

○委員（菊地弘巳君） ここに畜産労働負担軽減とかとあるのですが、この事業はどういうような事業ですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐々木総括室長。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木忠明総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） こちらにつきましては、国の畜産クラスター事業の中で、

農家の方が省力化だったり、労働時間の短縮等々の働き方改革等をする事業を実施した場合に、町がそれに対して単独で10%のかさ上げをして支援をする事業になってございます。

○委員長（八重樫龍介君） 13番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） これもしかしたらと思っていたが、畜産の関係の人たちにヘルパー事業か何かやって、そして労働力を軽減させるのかなというような考えを持って今聞きましたが、こういうのには使えない事業なのですか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木忠明総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） ヘルパー事業等々の部分にはちょっと、事業の中で該当する部分がございます。こちらは、機械導入だったり、牛舎等の導入だったり、あと中には家畜の導入だったりという事業があるわけですが、そういった基盤等の整備をしながら、労働力の削減だったり、諸課題を解決するというのがこの事業の目的になってございます。

○委員長（八重樫龍介君） 13番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） いろいろ事業もあると思うが、今ヘルパーの話しましたので、ぜひともこれは農家の人たちもヘルパー事業を何とか進めてほしいというようなことがあったものですか、これらについての取組は今のようになっていますか。分かりますか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ヘルパーの事業に関してでございますけれども、これまでも議員の方々からご質問等は受けてございまして、今年度も議会側からの要望事項としても上がってございます。

これまでの中身をちょっと整理しますと、宮古下閉伊地区のヘルパー組合がございます。こちらのほうの活動を人的に支援する形ということで、普及と一緒に農協のほうの事務局体制の構築のほうに今取り組んでいる状況でございます。こちらのほうのヘルパーの状況を注視しながら、今後いろいろと考えていく必要があるかと思っておりますけれども、町といたしましては酪農に限らず畜産面での労働力のほうも、規模拡大等もございまして、かなり休日を取れないという状況も生じてございます。こちら辺につきましては、農協さん含めて、事業全体について今後詰めて議論していきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに4目ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 続きますので、5目基幹集落センター等運営費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 7目農業農村整備事業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それではここで、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ないようですので、次に進みます。2項林業費、2目林業振興費。

12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 林業振興費、林道の管理についてお伺いします。

これから冬に向かって、当然雪が降る季節になってきたのですが、大体今の時期に路面が相当傷んでいる林道が散見される。特にも、具体的に申し上げますと、林道金山線、それから鼠入川の白土線、相当道路が傷んでいるわけです。これを今路面が凍る前に何とか、グレーダー等をかけて路面を平らにしておけば、雪が降っても除雪がスムーズにいくし、また今の地形の状態を運転手が把握する、そういういい点もあるので、林道にグレーダーをかけるべきだと思うのですが、その計画的な見通しについてお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三上訓一地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） ただいま林道の維持管理について質問ございました。

具体的には、金山線とか出たわけですが、金山線につきましては、11月にローダーのほうを掛けて、一定の通れる形、そして道路沿いの枝打ち等は行っておるところですが、そのほかの路線についても、今ご指摘のあったとおり、春に困らないような事前の対策というのは、雪が降る前に対策を講じてまいりたいと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 7節の有害鳥獣捕獲等報償費、これは通計で2,000万円ぐらいになっていますけれども、今までの実績とこれからの見通しをお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長。

○委員長（八重樫龍介君） 今村林業水産室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

鹿の有害捕獲のこれまでの実績についてでございますが、平成28年からの統計になりますが、平成28年は年間で180頭、平成29年は320頭、平成30年は227頭、令和に入りまして、令和元年は515頭、昨年、令和2年は862頭、そして令和3年度、11月末現在になりますが、770頭ということで推移してございます。

今後の見通しについてでございますが、推測でしかないのですが、過去の実績から推測すると、令和4年度は1,350頭、令和5年は1,700頭と、大きく上昇していくことが見込まれてございます。ただ、単純に数字を追って計算した数値になりますので、あとはハンターさんの限界値もございまして、今後はおおむね1,000頭を超えた捕獲になるのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 増えていきますね。ここだけではなく、どこもそうだと思うのですが、一つ例えば捕獲頭数が増えました。その捕獲した個体は、処理は今現在ほどのように感じに処理しているのでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長。

○委員長（八重樫龍介君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 現在の鹿の処理についてでございますが、まず町のほうでは松野に冷凍保管庫を整備いたしまして、こちらのほうに持込みをしていただき、頭数がまとまった段階で宮古の処分場のほうに持って行っていきます。それ以外については、食肉として利用されるケースも若干見受けられるかと思いますが、放射能の出荷規制がかかってございますので、あくまでも自家消費というレベルだと思います。それ以外については、適時、適所、適切に処分がされているというふうに聞いてございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 恐らくですけども、頭数が増えてきています。保管庫に入れて持つていくのも数に限界があるというか。そんな中で、例えば食用として食べているのも、そんなに多くはないのではないかなというふうに推測しますが、そうすると山だと穴を掘って埋めるとか、あるいはそのまま放置しているとかという状況はないでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長。

○委員長（八重樫龍介君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 適切に処理されているというふうに我々としては認識しております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 適切にという、どの程度のものなのかというのが、疑問が残るところではありますけれども、ただ頭数が増えてきて、そういった処理をするのが難しい状況になってくるかと思えます。そういったところも指導しながら、この事業を展開しなければいけないのではないかなと思えます。その辺のところはいかがでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長。

○委員長（八重樫龍介君） 今村林業水産室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） 今松野に冷凍保管庫を整備しているというふうにご説明申し上げましたが、こちらの冷凍保管庫の利用状況も年々上昇しておりまして、とはいえ今ようやく捕獲頭数の50%ぐらいが持ち込まれるようになってございます。今回報償費と併せて委託料の増額を要求しておりますけれども、運搬回数もそれに伴い増えている状況でございますので、新年度に向けてですけれども、保管庫の増設について検討しているところでございますので、そういったところで皆さんの適切な処理について支援をしてみたいと思います。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 2目林業振興費、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3項に入ります。水産業費、1目水産総務費、ございませんか。

10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） ここでお聞きします。

14節の小本漁港の工事をやっていただきました。これは、新年度も継続してやっていただけるか、確認でございます。よろしく申し上げます。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（八重樫龍介君） 日吉総括室長。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（日吉 理君） 防舷材の設置工事でございますけれども、利用者の方と相談した上で設置したものでございますので、これでひとまず終了かなというふう
に思っております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 若干西側の分が100メートルほど残っているわけなのですが、そこを何とか
か新年度の事業でやっていただきたいと思います。

それと、漁港区域外になるわけなのですが、小本漁港の小掛橋なのですが、その西側なので
すけれども、あそこが、分かっている課長さん方もいるかなと思うのですけれども、農林水産課
の関係で、水産の関係で、課長さんが漁港区域を線引きするとき、漁協とも相談しないで線を引
いてしまったのです。それで、一部、今個人から組合で土地を借りて、丸太のくいを打って、そ
こを船揚場にして使っているのですが、その丸太が今腐りまして、船を揚げるとちょっと船底の
損傷を受ける可能性があるものですから、そこを何とか農林水産課のほうで、船揚場の丸太でも
結構でございますが、現場を確認して、町の事業としてやっていただけないか、そこら辺のご答
弁をお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 現場のほうをちょっと見て対応させていただきたいなと思いま
す。その際に、漁協の組合のほうとも相談をさせていただきたいなというふうに思います。よろ
しく願いいたします。

〔「よろしく願いいたします」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 1目水産総務費、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、3目漁港建設事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、6款に入ります。

席替えをお願いいたします。

それでは、6款に入ります。商工費、1項商工費、2目商工鉱業振興費。

4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 18節で、ここで町内飲食店消費拡大事業、またこれが追加で、今補正で出ております。そうしますと、前の10月の補正予算で出たわけですが、前の組立てと今回の組立てはどのように、同じなのか、それとも違うのか、ここの内容についてお聞きします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 加藤総括室長。

○委員長（八重樫龍介君） 加藤康二総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

今回計上しました飲食店の消費拡大事業ですけれども、今回はまずセット数が2,000セット予定しております。そして、違う点が購入限度、セット数なのですけれども、前は6セットを上限としておりましたけれども、今回は4セットを上限としているところになります。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） あとは、説明なかったのですが、使用期間とか、使える店とかも同じですか。

○委員長（八重樫龍介君） 加藤康二総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

使用期間につきましては、使える終期が令和4年の2月28日となりまして、同じとなります。

店舗につきましては、当初より認証店が1店増えまして、30店舗となります。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 使用期間ですけれども、前は28日で今回も同じ、そういうご説明でありました。店側から見れば、2月までやって、今回のやつはもっと、終わってから使えるようにできないかなと思うのですけれども、これはどうなのですか。年度のこと、予算の執行と、単年度主義というか、年度の関係での同じ期日でしょうか。まずそこから。

○委員長（八重樫龍介君） 加藤康二総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） 事業の関係から、年度内には事業を完了させなければならぬということで、使用期間を2月28日にしたということになります。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 詳しくはよく分からないのですけれども、できれば続いてやればお店も、この期間使えるのがなくなると、どっと減ったりするのかなと思うのですけれども、例えばです

けれども、コロナのワクチン接種を繰越明許して、新年度でもやることにしていましたよね。この事業だって繰越明許をもしやれば、例えば3月なり、4月とかできないのですか、これは。これで実施する、お店屋さんがいいということでのこの期間なのか、それはどうなのですか。単なる事務的な、年度内に処理しなければならないから、整理があるから2月で、3月が整理だと、年度内ということでの設定ですか。それについてどうでしょうか。

○総務課長（三浦英二君） 三上財政管財室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 三上財政室長。

○財政管財室長（三上 智君） こちらの事業の財源としております新型コロナウイルス感染症の交付金ですけれども、国の交付金でございますが、こちらは令和2年度の国の補正予算で措置されたものでございまして、今年度、令和3年度が繰越しという形になっております、国の予算上は。となりますことから、現時点で示されておりますのは、令和3年度中での完了をするようにということで、国のほうからは示されておるところでございます。そういった関係もございまして、今回の事業も令和4年2月の使用期限とさせていただいたところでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 国のお金を出しているほうの都合で駄目だということなのですけれども、災害事業なんか見ますと繰越明許があつて、事故繰越もありますし、どんどんやっていますよね、同じ国の予算で。そこら辺は、これ以上は言いませんが、どうなのかなと思いました。

それでは次に、経済対策の前回の補正のやつで、10月で補正が出たやつで、今回これも経済対策は追加していますが、これの中身は一緒でしょうか。これについてもお願いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 武田主査から。

○委員長（八重樫龍介君） 武田主査。

○経済商工室主査（武田勝麿君） お答えいたします。

前回の10月補正の段階で、補助金の申請額が1,100万円ということで、同じ事業内容となっております。そのときの充当率68%のものから、今回の補正予算で満額を充当したいというふうに考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 希望がいっぱいあったから、足りなかったからということで、追加で同じ額を、同じというか、追加するということですか。もう一回。

○委員長（八重樫龍介君） 馬場修経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お見込みのとおりでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ご答弁ありませんでしたが、11月15日から1月23日まで、これは一緒、それとも変わるの。いかがでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 期間につきましては、当初第1弾と同様の期間ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） すみません、もうちょっとだけ、これ全部確認します。飲食店等感染症予防対策事業と中小企業者等事業継続支援金、これが減額になっています。それで、今回実施状況、大体ここで固まったためにこれが出ているかと思えます。これについての実施状況と申しましょるか、効果と申しましょるか、これらについてはどのように捉えておりますか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、前段については武田主査からお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 武田主査。

○経済商工室主査（武田勝麿君） 飲食店の感染対策予防補助金のほうですが、申請が11月30日で締め切りまして、26店舗の事業者に補助金のほうを交付する予定と確定しております。

以上です。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 加藤総括から。

○委員長（八重樫龍介君） 加藤康二総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

中小企業者の事業継続支援金のほうですけれども、当初は法人30社、個人経営30社の計60社を予定しておりましたけれども、県の事業のほうに該当する業者のほうが多くなりまして、今回は50社程度を見込みまして、今回の減額となっております。

○委員長（八重樫龍介君） 3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） まず、町内飲食店消費拡大事業補助金の件ですけれども、確認ですが、今回のやつは、前回買った人はもう購入はできないのでしょうか。そこをまず確認します。

○委員長（八重樫龍介君） 加藤康二総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

今回やる飲食店の支援につきましては、先ほど申しました4セットを上限とするとなりましたので、前回4セット以上購入している方は購入できませんという形になります。

○委員長（八重樫龍介君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 何名かの方に言われたのですけれども、平日の販売だと、今回は2日目のお昼ぐらいで完売したということで、仕事をしている我々は買えないという方が何人かいました。土曜日とか日曜日に販売というのは難しいのでしょうか。その辺はいかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） 馬場修経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、今回第2弾ということになりますけれども、第1弾でいろいろと反省すべき点も出てまいりました。それらを生かすという、反省をしたということで、今回第2弾の発売に当たりましては、前回できませんでしたが、各支所のほうにも赴きたいなというふうに考えておりますし、あとはちょっと土日の発売は今のところ想定しておりませんが、平日の夜、時間延長での発売というのを考えて、町民の皆さんが少しでも買いやすいような環境をつくっていきたいなと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 商店から買ったものの送料の助成のあれはここでいいですよ、質問するのは。

○委員長（八重樫龍介君） はい。

○委員（三田地和彦君） それで、魚を買って送った場合は、送料がオーケーだったのでけれども、乾物、昆布等の干し物を買って送ろうとしたら、送ったのですが、それは駄目だということなのですが、そこら辺の判断が、担当者は分かっているかもしれませんが、何とか第一次産業でやっている、愛土館等でやっているのですが、魚とかワカメ、昆布の送料も助成の対象にしたいのですが、できないものでしょうか、ご答弁お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 武田勝麿主査。

○経済商工室主査（武田勝麿君） 現在の特産品なのですが、各事業者の方から申請いただいたものが対象となっております。これらにつきましては、変更申請いただければ、こちらのほうで対象の特産品を追加するというような形で、新たに認めていきたいというふうに考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 追加申請でオーケーということでよろしいのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（三田地和彦君） では、よろしくをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 町内の飲食店消費拡大事業の補助金の関係なのですが、第1弾のすぐ完売した、その利用率というのはわかりますか。

○委員長（八重樫龍介君） 加藤康二総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

利用率、食事券の回収率ということでお答えいたします。12月6日現在で、回収率としまして23.9%となりまして、金額としましては358万5,500円となっております。

○委員長（八重樫龍介君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） もう少し高いのかなと、回収率が高いのかなというふうに思ったのですが、その程度だということで、これから12月に利用が増えてくるのかなと。やはり追加の分が上手に使えるように、もっと店が、こんなものなのかなと、30店舗ぐらいなものなのでしょうか。皆さん、知らない店舗というのはないものなのですか、どうでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 馬場修経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 現在事業を展開しているわけですが、その中の参加店につきましては、条件が県の認証を取得しているということで、この取得に当たって町内の飲食店全てを回りまして、若干認証取得していないところもありますけれども、漏れというか、それについてはないものと思っております。

あとは、先ほど回収率23%という話をしましたけれども、これは11月15日の発売ですので、約20日間でもうこれぐらいの利用があったということでご理解をいただければいいのかなと。あとは、今後のコロナの感染状況によっては、使えるうちに使うとか、あとは年末年始に使うとか、それぞれご購入された方が計画されていると思うので、ぜひ有効に活用していただきたいというふうに考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 先ほども聞いたのかもかもしれませんが、第2弾はいつから発売になるのかというのはどうでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 加藤康二総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

第2弾は、12月15日を予定しております。

○委員長（八重樫龍介君） 1番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） 町内飲食店消費拡大事業補助金についてなのですが、こういった形で町内での消費を拡大しようというお話をする際に、町産食材の利用促進を併せてお話ししたりですか、そういったことはなさっていらっしゃるのかどうか。先日の議会の中でも、例えば温泉ホテルなのですか、新メニューの開発みたいなお話があったかと思うのですが、そういったときに短角牛以外にもお米ですとか、お野菜ですとか、町産食材の利用を勧めるような働きかけとか、全般的にどうなのかも併せてお知らせください。

○委員長（八重樫龍介君） 馬場修経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

今回は、ちょっとそこまで気が回らなかった部分が正直あるというふうに思っております。あとは、この事業も、これから国のほうからの交付金等の状況にもよりますけれども、非常に商店街の飲食店の皆さんからはご好評をいただいております、商工会のほうからもぜひこれについては継続してほしいというご要望もいただいております。次の第3弾ということが仮にやることになったときには、ぜひそういった町産の食材によって、飲食店の皆さんもですけれども、その効果が町内の農家さんのほうにも及ぶような取組をしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 2目、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、3目に入ります。地場産業振興費、ございませんか。

1番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） ふるさと納税の謝礼、報償金ですか、具体的には物をご提供いただいた方への対価としてお支払いするという理解でよろしいのかどうか、教えてください。

○政策推進課長（佐々木 真君） 小泉主任。

○委員長（八重樫龍介君） 小泉主任。

○ふるさと振興室主任（小泉 渉君） お答えいたします。

お見込みのとおり、ご寄附いただいた方へのお礼の品ということで、町内の特産品を送っているような形になります。

○委員長（八重樫龍介君） 1番、千葉泰彦委員。

○委員（千葉泰彦君） この間の質問とちょっと一部重複するのかもしれませんが、返礼品を見てちょっと気になるのは、例えば林業ですとか漁業はおもちゃだったり、加工品だったりというのが載っていて、日本一作っていると言われているワサビに関するものがなかったりというのは、非常にバランスを欠くなというふうに思っているのですけれども、そういった返礼品の構成について、例えば経済観光交流課、農林水産課とかという、関わる方々との協議ですとか、どう構成していったら町としてのバランスが取れるといったような協議がなされているのかどうか教えてください。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今委員がおっしゃったような協議という部分ですけれども、各課で納税に関する謝礼、返礼というのですか、こういったところを詰めて、ではワサビの分野とか、農林水産物とか、こういったところまでちゃんと詰めていないような状況ではございます。町内の生産者というか、商店の方々を主に対象にしながらやっている状況でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今に関わってですけれども、やっぱりこれは返礼品、地場産品を作っている方とか、これは大きい収入源にもなると思います。やっぱり広くやっていければなと思います。協議会とか、この関係者を集めて、品目を増やしたり、量とか、これを組む協議会というか、これを協議する場、あまりそういうのをつくっては、担当がばつとやったほうが楽なのかもしれませんが、広く関連する人たち、商工会の職員、あるいは三セクは入っているのかな、そういう人たちとかやって、やっぱり公平に取り扱うようにもやってほしいなと思います。そういう趣旨で増やす観点から、ふるさと納税をどんどんやってもらう意味でも、いろんなものを、返礼品を上げていければと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 我々のほうも、今年度様々ふるさと納税の返礼の関係、取り組ませていただいております。今後もこういった地盤というか、そういったところはどんどん、どんどん開拓しながらやっていきたいという気持ちはございます。やはり返礼品、3割という部

分は、町内の皆様から買い取って、それを返礼品としていくということで、町内の経済という部分にもかなり反映される部分がございますので、これは今後広くいろいろとこの辺を工夫しながら、ちょっと進めていきたいと思えます。

○委員長（八重樫龍介君） 3目、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、4目観光施設費。

4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 宿泊の関係の助成と申しますか補助金、これは町のしあわせ宿泊助成券ですか、また別なやつですか。これの今回増額補正ですけれども、今までやっているのは大体いつまでの時期で、そして今困っている冬場等にやれるようにしているのか、この時期ですね、今回増額補正して実施する、この内容についてお願いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 小成室長。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

今回の事業ですけれども、今まで実施しておりますしあわせ宿泊助成の増額になります。内容としましては、割引額は11月の龍泉洞60周年の感謝期間に合わせまして、3,000円から5,000円に増額しております、今回の予算額ですと380人泊を見込んでおりまして、実施期間は従前のままの12月26日までということになります。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 町はこれ以上の計画はないのかな。そうしますと、12月まで、年内と。それから、県でのいわて旅応援プロジェクト、これも1か月延びるようなことで、1月末まで、そっち使えということなののでしょうか。それから、国のGo To Travelも2月上旬あたりまでとかとありますけれども、そうすれば1月以降はそっちのほうというふうなことのお考えで今考えているのでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 小成観光交流室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

町の宿泊助成としましては、一旦12月末までを予定しております、今の見込みでは、今回の補正の予算額に関しては12月末までで使い切れるという見込みであります。1月に関しましては、

今県のほうでいわて旅応援プロジェクトの延長が見込まれておりまして、事業者の方々にそちらを利用していただくというような見込みでおります。その後、国のGo To トラベルの実施の時期及び内容が確定してくるところを見つつ、町のほうも仮に対応するのであれば、国、県の状況を見ながら追加の対応になるかと思えます。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） では、それについてはよろしく申し上げます。

そこで、観光施設に関連しましてお尋ねします。龍泉洞に、今向こうに大きな駐車場、向こうというのは安家の方面に行って、神成のところに第3駐車場でしたっけ、あります。その橋を渡って、今度は龍泉洞側に歩道で、駐車場に止まった方々が龍泉洞に向かって歩いてくる。そのところの川の間、道路と川の間が皆伐になっているのです、かなりの面積で。これは何ですか、何をやる目的で木を全部切ってやろうとしているのですか。まずその内容。

○委員長（八重樫龍介君） 田鎖雅樹龍泉洞事務所長、どうぞ。

○龍泉洞事務所長（田鎖雅樹君） 龍泉洞では、皆伐ではなくて除伐というような形でやっておりました。というのが、昨年来、閉洞期間中に、委員がおっしゃった林地内のほう、全く使われていないやぶ地になっていたものですから、ササやぶを刈り払ったりとか、あと灌木類、あと木も景観の邪魔になる木とか刈ったりとかして、なるべく多くの町民の方に入ってもらいたい。あと、観光客の方にも、入洞制限等実施されたときに、龍泉洞園地内の中で様々時間を潰してもらって、順次円滑に進めたいということで進めておりまして、今年になりまして……昨年ですね、今様々な方がそうやって刈り払ったら入ってくれるようになったのですけれども、大分朝晩のウォーキングの方が、暗いところが明るくなってよかったよというような声もありましたし、あとはこども園の子供たちが散策とか散歩で園の行事でも来ていただけるようになりまして、おかげさまで。そんな折、昨年、スズメバチが何か所か巣をかけたとかして危険だなというところがありましたし、あとは治山工事が、何十年来とお願いしていたのが、昨年からは実施していただくことになりまして、その大型車両とかも大分園地に入ってくるようになりまして。その中で、やはり町民の方のウォーキングだったりとか、我々も施設管理で通るのですけれども、そこを通行している方と車両の通行が危険だということで、委員おっしゃったように、支障と思われる木を伐採して、路肩に置いて、我々の手でちょっとでも道路が広がるように整地して、より施設を安全に運営できるように取り組んでおりました。

ちょっと皆伐ではございませんので、後で様子とか見ていただければいいかなと思いますし、龍泉洞がよくなるために安全性、あと景観というようなところで実施をしているところでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 認識の違いでそうかもしれませんが、そういうお答えでありましたが、あれが除伐ですか。景観がよくなりましたか。何にするつもりですか、あそこ。どういう計画で木をあんなにばさっと切ったのですか。大変ですよ、あんなに切って。

○委員長（八重樫龍介君） 田鎖雅樹龍泉洞事務所長。

○龍泉洞事務所長（田鎖雅樹君） 今回切っておりますのは、主に道路脇で、先ほど申しましたように、治山工事の車が入りやすいようにということで、それ以外の木につきましては、スズメバチが巣をかけた木であったりとか、あと奥のほうについては去年のうちにやって、この前議会でも、パークゴルフの方も喜んでいるというような声もあったりとかしているのです、皆伐というような認識ではおりません、あそこはヤマザクラとかも自生しておりますので、できれば後でそういう木を大きくして、みんなで楽しんで花見をしてもらえるようなスペースになればいいなというように考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 道路工事をやるため、あんなに広く河川まで切るのですか。そして、これは現場見れば分かることですので、そういう認識で景観をよくするために、その目的は景観をよくするために切ったというだけでよろしい、のお答えですね。

○委員長（八重樫龍介君） 馬場修経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えします。

詳細については、先ほど所長のほうから話がありましておりでございますが、私も現場のほう行って確認をしましたが、皆伐ではないというふうに感じております。それぞれ人の見る目によって感じ方が違うのかもしれませんが、まず龍泉洞の園地につきましては、今現在ちょっと事業がストップはしておりますけれども、令和元年に龍泉洞の園地構想というので、関係者の皆さんから龍泉洞をより魅力あるものにするにはどうしたらいいかということで、いろいろなご意見をいただいております。

その中で、観光客、入洞者数も落ち込んでいるというふうな状況もありまして、何とか園地を

魅力あるものにすることによって、集客力を強化しましょうというのがありますし、あとは明るくなることによって、観光客の皆さんの利便性が向上し、さらには誘客と入洞者が結果増えるということで、町の経済を活性化していくというのがありますし、もう一つの大きな点といたしましては、町民の皆さんからも龍泉洞にぜひ足を運んでいただきたい。足を運んでいただくためには、先ほどウオーキングの話がありましたけれども、気軽に来て、暗いところだとなかなか行きにくいというふうなこともありますし、風通しのいいといいますか、そういった外から見えることによって安心感も出てまいりますので、そういったものも含めながら、今回の整備に至っているということをご理解をいただきたいと思っております。

あとは、構想を話し合った中で、龍泉洞の近く、清水川が流れておりまして、こちらのほうのせっかくある水辺の空間についても、非常にもったいない、何とか生かす方法はないかということがありまして、山と川の間通路は工事車両も通るということでお話をさせていただきましたが、川についても、きれいにしたことによって子供たちが石を積み上げるロックバランシングというのをやりまして、河川に石を積み上げて、そこで時間を過ごしていただいておりますし、意外と、意外とといいますか、好評で、滞在時間も長くなっている。その長くなっていることで、違った効果も出ているのではないかというふうに感じておりますし、そういったように、より皆さんが来ていただきやすい園地に引き続きしていきたいなということで、取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 園地構想の一環としてあれも切ったというご答弁でありました。答弁のとおりであれば、あそこを整理伐して、川が見られるようにして、全部あんなに切らないで、1本か2本、数本残しているのは、確かにそれは残っているかもしれない。あれを皆伐でなくて除伐というのですか、それは見れば分かることですので、やっぱりそこらの点に、あれはちょっと私は残念だな、ちょっと切り過ぎたのではないかなと、全然残っていないですね。そこらのところは、どなたの判断で、どうやってあそこ、かなりの面積ですよ、どうやって切ったのか、これらについてはやっぱりしっかり目的なり、園地構想の一環としてやるのであれば、もっと方法があったのではないかということをお願いして、ご指摘しておきます。

○委員長（八重樫龍介君） 要望で、指摘ということで。

3番、畠山委員。

○委員（島山昌典君） 観光施設に関連した質問をちょっとしたいと思いますけれども、先日岩手日報の記事にありましたふれあいらんのキャンプ、冬季キャンプだったりとか、その記事が載っていました、ぜひいらしてくださいと。最後のところに、施設利用料1サイト四千幾らでしたか。恐らく価格設定としては、家族連れだったり、あるいは仲間に来てキャンプをするという設定で1サイト四千幾らという設定だと思います。今のコロナ禍で、アウトドアのレジャーがとても普及したりとか、あるいはぼっちキャンプとって、1人でキャンプする方もいろいろ増えてきたという話も聞きます。1人でキャンプをしに来たときに、あそこのサイトを借りて四千幾ら払うのは、ちょっと高いのかなと。単純に記事を見て思ったのですが、その料金の改定というか、例えば1サイト基本料金は1,000円ですと、あと1人1,000円で、4人だと5,000円とか、そういったものに変えると、ぼっちキャンプをする方も来やすいのではないかなと単純に思ったので、そこら辺はどうでしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 小成室長。

○委員長（八重樫龍介君） 小成観光交流室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

確かにこの前の新聞記事なのですけれども、冬キャンプとして、通常であれば35サイトあるのですけれども、今お試し期間で10サイトということで、今開けております。実際、祝祭日の全日と土日だけ開けているのですけれども、10サイト開けていて、ほぼほぼ常に満室といたしますか、全部埋まっているような状況になっていて、かなり人気をいただいている施設となっておりますけれども、今の料金設定なのですけれども、テントサイトになっておりまして、電源も取れたりとか、あとキャンプするところもちゃんと設置されているような施設でして、そこが今四千幾らというような設定になっているのですけれども、今それとは別に、先ほど委員おっしゃいましたとおりに、いわゆるフリーサイト、ただの芝生だけになっていて、自分で勝手にテントだけ張れるようなスペースというものもある施設もございまして、そちらについても今ふれあいらんのほうとは協議しておりまして、ちょっと空きスペースをうまく使って、フリーサイトも用意しようかなというような方向で今調整しております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに4目ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、ここでコロナ感染予防対策の換気を行います。午後2時35分

まで休憩します。

休憩（午後 2時27分）

再開（午後 2時35分）

○委員長（八重樫龍介君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより議事に入ります。

21ページをお開きください。7款1項1目土木総務費から質疑に入ります。どなたか質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、2項道路橋梁費、2目道路維持費、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目道路新設改良費。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4目橋梁維持費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、3項に入ります。河川費、1目河川総務費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 5項住宅費、2目住宅対策費。

7番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 天間の宅地分譲地が今大がかりな宅地造成に入っています。それで、進捗状況は順調に進んでいるのでしょうか。どうでしょうか。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 日吉総括室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 日吉理総括室長。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（日吉 理君） 工事のほうですけれども、残土の捨て場も順調に見つかりまして、流用する土も確保ができたということで、今順次運搬しておりますの

で、おおむね順調に推移しているというふうに捉えております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そうすると、順調に進んでいるということで、まず分譲団地ができたときに防犯灯は必要だと思うのです。防犯灯をつくるという計画は立てているのでしょうか。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（八重樫龍介君） 日吉理総括室長。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（日吉 理君） 区画内にも当然防犯灯は必要だと思いますし、あとは隣接する町道にも、やや街灯が不足しているというふうな情報もいただいておりますので、その辺は街灯にするのか、防犯灯にするのか、防犯灯にしますと町内会で管理していただくというような形もございますので、その辺は現場の状況を見極めて、設置場所とか検討していきたいと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そうすると、地元の負担というのは、やはり少ないほうがいいと思いますので、街灯をしっかりとつくと、そういう方向で進めてほしいと思います。よろしく願います。

○委員長（八重樫龍介君） 要望でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ほかに2目、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、8款消防費に入ります。

席替えをお願いします。

それでは、8款消防費に入ります。1項消防費、2目非常備消防費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、3目消防施設費、ございませんか。

和山勝富消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） 本日発生いたしました火災について、若干ご報告いたしたいと思っております。

12時57分、119番が入りまして、大牛内公民館付近の建物火災ということでございました。この

火災、14時05分鎮圧となっております。鎮火には至っておりません。住家と倉庫、各1棟が全焼ということで、さらに残念ながら熱傷患者1名発生いたしまして、救急車で病院のほうへ搬送しているという状況ですが、意識もあり、お話もできるという状況のようでございます。

報告は以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 9款に入る前に席替えをお願いいたします。

続きまして、9款教育費に入ります。1項教育総務費、2目事務局費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目教員住宅管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項小学校費、1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4項社会教育費、1目社会教育総務費。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ここに国内外研修交流事業の減額があります。今までコロナで、2年ですか、3年ですか、もうやっていないですけども、やり取りと申しましょうか、相手方、デルズあるいは昭島、ほかもありましたか、等との話し合い等々では、今後コロナが収まってくれば、来年度あたりからまたこれはやれそうですか、難しそうですか。その件について。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

国内外研修交流事業でございますけれども、委員からもお話のありました昭島との交流、それから台湾との交流、そして高校生ではデルズとの交流ということで取り組んできております。

そこで、まず昭島市との交流につきましては、今年度コロナの状況もありましたけれども、子供たちがリモートで交流というのに取り組みました。参加人数は少なくて、ちょっと残念だったのでございますけれども、こちらの5年生の小学生3人、それから昭島市のほうは8人ということだったので、いずれリモートで交流することができて、来年につながったかなと思っております。

それから、台湾とデルズとの交流につきましては、去年、今年と実施できなかったわけですが、いずれこれも交流を途絶えさせないということで、台湾のほうは各中学校にご協力いただきまして、千羽鶴を作ってお送りしたいなと思って、今取り組んでいるところです。また、デルズに関

しましては、離れていますのでリモートでというのも考えたのですが、ちょっと時差の関係でリモートは難しいということで、これはこれからの取組になりますけれども、来年度につなげるということで、高校生から協力いただきまして、ビデオレターを作って、これも相互に交流して、来年につなげていきたいというふうに考えておりまして、今のところコロナの状況が落ち着いていけば、来年はぜひ実施したいなと思って考えておりました。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連して、この前、世界的なニュースというわけではありませんが、ウィスコンシン・デルズで、行列に車が突っ込んで、デルズ関係で大きな事故が起きたというのがありました。ですので、こちら日本にまで来るようなニュースですから、友好都市というか、姉妹都市というか、こちらのほうからのお見舞いのメッセージか何かというのは、送っているかどうかはいかがでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

大変申し訳ないのですが、その情報をつかんでおりませんでした。ということで、お見舞いのメッセージも送っていないという状況でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今からだとちょっと遅いかもかもしれませんが、ただ先ほどのように、また来年は復活できればというふうな状態があれば、お互いにそういうふうな情報で、世界的な話題になったときには、お見舞いしたり、あるときにはお祝いも必要かもしれませんが、今回はお見舞いの分だなと思っていましたので、気にしていただければと思っておりますので、要望であります。

○委員長（八重樫龍介君） 要望ですね。

ほかに1目、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、5項保健体育費、1目保健体育総務費、ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 11款に入ります。公債費、1項公債費、1目元金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目利子。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。9ページをお開きください。13款使用料及び手数料、1項使用料。

12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） ここでお伺いします。河川改修事業の中で、ご承知のように、川崎地区、道路が広がったわけだ。あれで、最近工事車も見えないわけだが、あの道路は今工事に使われているのか、工事が終わったのかどうかお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三上訓一地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 川崎地区の河川工事、まだ継続中でございますので、何らかの事情で一時ストップというケースはあったかもしれませんが、引き続き事業は進めておるといふふうに伺っております。

○委員長（八重樫龍介君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そこで、あの関係の地権者の方々が今声を上げているのは、おかげさまで道路が広がったと、できれば何とかあの道路を有効利用というか、元に戻さないで、あの広いまま対応してもらいたいような声が地権者の皆さんからあるので、そこら辺もこれからの見通しについて頭に置いて、ひとつ取り進めていただきたいというふうに思うわけですが、当局の方向性についてお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三上訓一地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今のお話、まず県の河川工事絡みでお借りし、今の道路が仮設という形で使われているという状況は把握しております。また、役場のほうの事業の大きな、今後進める道路事業の一つの要素として考えておりますので、今現在も庁内で協議を進めておりますので、その分も情報ということで頭に入れながら、事業を進めていきたいなと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項国庫補助金。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。15款県支出金、1項県負担金。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項県補助金。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3項県委託金。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 16款に入ります。財産収入、1項財産運用収入。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項財産売払収入。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 17款に入ります。寄附金、1項寄附金、ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 18款繰入金、2項基金繰入金。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 19款繰越金、1項繰越金。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 20款諸収入、4項雑入。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 21款町債、1項町債、次のページまで、ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで歳入を終わります。

次に、第2表、繰越明許費に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。これで第2表、繰越明許費を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。これで第3表、地方債補正を終わります。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（八重樫龍介君） 引き続き、議案第12号に入ります。令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦英二総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第12号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定におきましては、保険給付費の年間見込額に伴う所要の整理を行ってございます。あわせまして、令和2年度の国庫負担金等の精算、返還に対応する補正となっております。

また、診療施設勘定におきましては、年間の見込額に伴います所要の整理を行ったところでございます。

事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。2款2項1目一般被保険者高額療養費でございます。高額療養費1,053万6,000円の増額計上を行いまして、8款1項5目償還金では国庫負担金等の精算返還金43万5,000円を計上してございます。

次に、歳入でございますが、3ページをお願いいたします。7款1項1目繰越金で43万5,000円を計上してございます。

次に、診療施設勘定をご説明申し上げます。8ページをお開き願います。2款1項3目医薬用衛生材料費、10節に医薬材料費34万1,000円を計上してございます。

次に、歳入、7ページをお開き願います。6款1項1目新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費でございますが、医療提供体制確保支援補助金25万円、継続支援補助金8万円の導入を見込んでございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳入歳出一括で、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に事業勘定を歳入歳出一括で、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳入歳出の質疑を行います。3ページ、歳入、4ページ、歳出を御覧ください。一括での質疑です。質疑はございませんか。

7番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 2款2項1目1,053万6,000円とは、これの内容についてお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 浦場国保年金室長。

○委員長（八重樫龍介君） 浦場多美男室長、どうぞ。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えいたします。

今年度の10月までの高額療養費の支払いのほうを実績で見ますと、令和2年度より約300万円ほ

ど増額で推移しておりまして、それで実績と、あとは前年度の実績等を勘案しまして、今年度の見込みを出しましたところ、1,053万6,000円ほど不足になるというふうに見込みまして、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そうすると、どういうふうな病気だとか、そういうふうなことは説明はできないのか。どうでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 山岸知成町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

具体的に言い過ぎますと、個人を特定することになりますので、ちょっと曖昧にしゃべりたいと思いますけれども、今現在の病気の状況を見ますと、突発的な事故といえますか、それで長期化した人がちらほら見受けられる状況がございます。そのほか、悪性新生物ですか、いわゆるがんですね、そういった治療を継続されている方も見受けられるところです。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。これで歳入歳出を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入歳出の質疑を行います。7ページ、歳入、8ページ、歳出を御覧ください。一括の質疑です。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、議案第13号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、県の河川災害復旧事業等の進捗状況に応じて、関連する費用を中心に追加、減額の予算を計上したほか、水道事業運営に応じた所要の調整を行ってまいります。

それでは、3ページからの予算事項別明細書の収益的収支と資本的収支を支出、収入の順で、主な内容について説明申し上げます。

4ページをお開き願います。収益的収支の支出についての主な内容でございますが、1款1項1目12節委託料を337万5,000円減額しております。これは、水道施設維持管理委託料の契約額確定に伴う減額でございます。

次に、3目15節工事請負費420万円を計上しておりますが、これは県の河川災害復旧事業により給水管の切替え工事箇所が増加したことに伴うものでございます。

続いて、6目1節の固定資産除却費を1,720万6,000円計上しておりますが、こちらのほうは除却予定の管路延長に変更が生じたことから、増額するものでございます。

1ページ戻っていただきまして、3ページをお開き願います。収益的収支の主な収入についてであります。1款2項5目1節雑収益に453万円を計上しております。これは、給水管切替え工事の特定財源である物件移転補償費を増額するものであります。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収支になりますが、主な支出についてです。1款1項1目15節工事請負費を3億1,828万3,000円減額しております。こちらのほうは、県の河川災

害復旧事業の進捗状況によりまして、予定しておりました二升石水道施設取水施設の移設工事、そして二升石水道施設の配水管布設工事、中里水道施設の配水管布設工事を今回見送ったものによるものでございます。

次に、5ページをお開き願います。資本的収支の主な収入についてです。1款1項1目1節の企業債を7,380万円、4項1目1節の物件移転補償費を2億4,247万1,000円、それぞれ減額しております。これにつきましては、資本的支出の減額に伴いまして、特定財源を減額調整したものでございます。

また戻って恐縮ですが、1ページをお開き願います。収益的収入で、総額が4億850万7,000円になります。これに対しまして、支出総額5億378万4,000円と、収益的事業は9,527万7,000円の赤字予算ということになります。

2ページをお開き願います。資本的収入では、総額が3億4,484万3,000円になります。これに対しまして、支出総額4億936万5,000円となりまして、資本的事業は6,452万2,000円の赤字予算という形になります。

なお、この不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継金で補填するものであります。

続きまして、7ページをお開き願います。本表は、水道事業予定キャッシュ・フロー計算書になります。後段の資金増加額（又は減少額）という記載がございますが、2,233万9,000円を見込んでおります。また、令和3年度末の資金残高としましては、3億937万7,000円を見込みます。

続きまして、9ページを御覧になっていただきたいと思っております。本表は、令和3年度の期末予定貸借対照表となります。表下段を御覧になっていただきたいと思っておりますが、表下段のとおり、資産合計及び負債資本合計45億3,477万1,000円ということになります。

以上が補正概要の内容となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に収益的収入及び支出の支出を一括、収入を一括で審査し、次に資本的収入及び支出の支出を一括、収入を一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、先に収益的収入及び支出の支出を一括、収入を一括で審査し、次に資本的収入及び支出の支出を一括、収入を一括で審査することに決定いたしました。

これから収益的収入及び支出の支出の質疑を行います。4ページをお開きください。一括での質疑です。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。これで支出の質疑を終わります。

次に、収入の質疑を行います。3ページ、4ページを御覧ください。一括での質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。これで収入の質疑を終わります。

次に、資本的収入及び支出の支出の質疑を行います。6ページをお開きください。一括での質疑です。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。これで支出の質疑を終わります。

次に、収入の質疑を行います。5ページ、6ページを御覧ください。

4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 確認です。5ページの企業債、公営企業会計に移ったわけですので、過疎対策事業債、これは起こせるのですか。このご説明をしていただければと思います。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 中島室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 中島康光水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

過疎対策事業債に関しましてですが、今年度から国の政策で統合簡水に関しまして適用が認められるということで、国の政策で決定いたしまして、今年度から過疎債を導入することで、当初予算ではなかったのですが、今回補正のほうで計上させていただいております。

○委員長（八重樫龍介君） 4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） この先のことですけれども、そうしますとこれからずっとこの過疎債も認められるということの解釈でよろしいでしょうか。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 中島室長。

○委員長（八重樫龍介君） 中島康光水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

今後統合簡水という簡水事業が、岩泉町独特なのですけれども、簡水事業が統合になって上水事業となった事業体に関しましては、継続して適用が認められるということになっております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。5ページ、6ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで収入の質疑を終わります。

次に、企業債に入ります。議案第13号の第5条、企業債を御覧ください。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、企業債の質疑を終わります。

次に、他会計からの補助金に入ります。第6条を御覧ください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、他会計からの補助金の質疑を終わります。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（八重樫龍介君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時13分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和3年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

八重樫 龍 介
